

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部保険年金課
案件名称	三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の基本方針について
部門経営で 部会議 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、国民健康保険制度が見直された。改正後の国民健康保険制度では、都道府県は、市町村ごとの医療費水準、所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金の額を決定し、また、これを納付するための税率等を算定し、標準保険料率として市町村へ示すこととされており、神奈川県では、県内の市町村に対し、令和 6 年 1 月 11 日付けで標準保険料率が示された。</p> <p>これらに伴い、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、標準保険料率に準じた税率の改定等のため、本条例の一部改正を行うもの。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市国民健康保険税条例の一部を改正することしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>第 4 次三浦市総合計画</p> <p>大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える</p> <p>目標 5 安心で安全な生活環境づくり</p> <p>施策 1 市民の「健康力」の増進支援</p>	

備考

説明員 押鴨保険年金課長

岩井保険年金課 国保 G L